



欧州人権裁
判所

人権裁 50の質問



EUROPEAN COURT OF HUMAN RIGHTS
COUR EUROPÉENNE DES DROITS DE L'HOMME

COUNCIL OF EUROPE



CONSEIL DE L'EUROPE

JPN

人権裁
50の質問

欧州人権条約

① いつ採択されたのですか？

人権及び基本的自由の保護のための条約（通称「欧州人権条約」）は、1950年11月4日にローマで署名のために開放され、1953年9月3日に発効しました。

欧州人権条約は、世界人権宣言において規定されている権利のいくつかを保障し、また、ある国が条約を遵守していないということを認定することのできる権限を持つ国際司法機関を設立しています。

② 欧州人権条約議定書とは何ですか？

欧州人権条約議定書とは、欧州人権条約に新たな権利を追加したり、あるいは、その条文を修正する文書です。

権利を追加する議定書は、それに署名し、かつ、批准した国のみを拘束します。議定書に署名しただけで批准していない国は、その規定に拘束されません。

これまでに、14本の議定書が採択されています。

③ どのような権利が保障されているのですか？

欧州人権条約を批准した国は、「加盟国」と呼ばれ、自国民のみならず、その領域にいる全ての人々の基本的な市民的、政治的権利の保障を約束することになります。

欧州人権条約によって保障されている権利や自由には、生命に対する権利、公平

な審理を受ける権利、私生活及び家族生活を尊重される権利、表現の自由、思想、良心及び信教の自由、財産権などがあります。

また、欧州人権条約は、拷問、非人道的、品位を傷付ける取扱いまたは刑罰、強制労働、恣意的、不法な身柄拘束、条約で保障された権利や自由の享有における差別的な取扱いなどを禁止しています。

④ 欧州人権条約は進化しますか？

はい。欧州人権条約は、とりわけ欧州人権裁判所による条文の解釈によって進化します。裁判所は、その判例を通じて、条約を「生きる文書」にするのです。すなわち、裁判所は、人々に付与される権利を拡張し、それらを条約作成時には予見することのできなかった状況などに適用するのです。

欧州人権条約はまた、議定書によって新しい権利が追加された場合などにも進化します。例えば、2003年7月に発効した第13議定書は、あらゆる事情の下での死刑の廃止について規定し、2005年4月に発効した第12議定書は、差別の一般的な禁止について規定しています。

⑤ 国内の裁判所は欧州人権条約を適用しなければならないのですか？

欧州人権条約は国内レベルにおいても適用されます。欧州人権条約は、そこに規定されている権利の保護を約束した加盟国における立法に組み入れられてきました。それゆえ、国内の裁判所は、欧州人権条約を適用しなければなりません。もしそう

この文書は欧州人権裁判所広報部が作成したものであり、裁判所を拘束するものではありません。この文書は、欧州人権裁判所の活動に関する基本的な一般情報を提供することを目的としています。

さらに詳しい情報については、www.echr.coe.intから入手できる欧州人権裁判所書記局作成の資料をご覧ください。

しない場合には、欧州人権裁判所が、権利の保障を怠ったという個人の申立てに基づいて国に不利な判断をすることになります。

欧州人権裁判所 (人権裁)

6 裁判所はどのように構成されているのですか？

裁判官の数は、欧州人権条約の加盟国の数と同じです(現在47カ国)。

7 裁判官はどのように選ばれるのですか？

裁判官は、各加盟国が提出した3名の候補者リストの中から、欧州評議会の議員会議が1名を選出します。任期は9年で再任はされません。

8 裁判官は本当に独立しているのですか？

裁判官は各国から選ばれますが、個人として審理に立ち会い、自分の国を代表しません。裁判官は完全に独立であり、その独立性及び公平性に反する活動を行うことができません。

9 裁判官は自分の国の事件に立ち会うのですか？

単独裁判官による裁判体においては、自分の国の事件を扱うことができません。

また、委員会においては、例外的な場合にのみ、自分の国の事件に立ち会うことができます。他方で、17名の裁判官による大法廷または7名の裁判官による小法廷において事件を審理する場合には、常にその国の裁判官が合議体に加わることとなります。

10 書記局とは何ですか？

書記局は、裁判所に対する法的あるいは行政的な支援を行うスタッフによる機関です。書記局は、法律家、事務職、技術職及び通訳人によって構成されています。

11 予算はどうなっているのですか？

裁判所の費用は欧州評議会が負担しており、欧州評議会の予算は、加盟国によってその人口とGDPに応じて拠出されています。

裁判所の予算は、裁判官や職員の給料、その他の諸経費(情報技術、出張、翻訳、通訳、出版、裁判所を代表する活動、法律扶助、事実調査活動等)に使われています。

12 裁判所の構成は事件ごとに変わるのですか？

はい。事件は4つのタイプの裁判体のいずれかによって審理されます。

まず、明らかに受理可能性のない申立ては、単独裁判官によって審理されます。3名の裁判官で構成される委員会、全員一致の評決により、受理可能性に関する判断、あるいは、裁判所の過去の判例によって確立された争点に関する実体判断

を行います。また、7名の裁判官で構成される小法廷で事件が処理されることになった場合には、多数決により、受理可能性及び本案について判断されます。

例外的に、小法廷から管轄が移譲された事件と、当事者からの付託請求が受理された事件については、17名の裁判官で構成される大法廷によって審理されます。

13 小法廷と裁判部との違いは何ですか？

裁判部は行政的な単位であり、小法廷はその裁判部の中にある裁判体のことをいいます。裁判所には5つの裁判部があり、各部の中で小法廷が構成されます。各裁判部には、部長、副部長及び数名の裁判官がいます。

14 小法廷または大法廷はどのように構成されるのですか？

小法廷は、部長及び申立ての相手国の裁判官のほか、部長によって裁判部の中で順番に選任される5名の裁判官によって構成されます。

大法廷は、裁判所長官、副長官、各裁判部の部長及び申立ての相手国の裁判官のほか、くじで選ばれた裁判官によって構成されます。事件が当事者の請求によって大法廷に付託された場合には、小法廷で審理に関わった裁判官は大法廷に加わることはできません。

15 大法廷はどのような場合に事件を扱うのですか？

大法廷には2通りの審理の始まり方があります。付託と移譲です。

小法廷の判決が出た後、当事者は、大法廷への付託を請求することができますが、この請求が認められるのは例外的な場合です。付託の請求については、大法廷の裁判官5名で構成される審査部会が、事件を大法廷に付託して改めて審理するか否かを決定します。

また、事件は、小法廷が管轄を移譲した場合にも大法廷に送られることとなりますが、これも例外的なものです。小法廷は、条約の解釈に重要な影響を及ぼす争点を含んだ事件や、過去の判決と一致しない結果をもたらす可能性がある事件の管轄を、大法廷に移譲することができます。

16 裁判官は審理への立会いを回避することはできますか？

はい。裁判官は、過去にその事件に関与したことがある場合には、審理への立会いを差し控えなければなりません。これは回避と呼ばれます。この場合には、別の裁判官が替わって手続に加わり、回避する裁判官が申立ての相手国の裁判官であるときには、臨時裁判官が任命されることとなります。

17 臨時裁判官とは何ですか？

臨時裁判官は、申立ての相手国の裁判官が、除斥、忌避または回避されるなどして

審理に立ち会うことができない場合などに、その国の政府によって任命されます。

18 裁判所の裁判権はどこまで及ぶのですか？

裁判所は、申立てがないのに事件を取り上げることはできません。裁判所は、個人あるいは国家による申立てがあってはじめて、欧州人権条約違反があるか否かを審理することができます。

裁判所における手続

19 申立てをすることができるのは誰ですか？

欧州人権条約には2つのタイプの申立てが規定されています。一つは、すべての個人、団体、法人、NGOが自らの権利が侵害されたと主張する個人申立て、もう一つは、国家が国家に対して提起する国家間申立てです。

裁判所が設置されて以来、その申立てのほとんどは、欧州人権条約違反があると主張する個人によって行われています。

20 相手方になるのは誰ですか？

欧州人権条約を批准した国のうち1カ国以上が相手方となります。非加盟国や個人を相手とする申立ては受理可能性がないと宣言されます。

21 申立てはどのように行えばいいのですか？

個人は直接申立てを行うことができ、手続の開始にあたって弁護士の補助は必ずしも必要ではありません。必要書類とともに、記載事項を記入した申立書を裁判所に送付するだけです。もっとも、申立てが裁判所に登録されたというだけでは、受理可能性がある、あるいは、主張が認められるということが保障されたわけではありません。

欧州人権条約システムは裁判所への容易なアクセスを規定しており、個人は、加盟国から遠く離れた地域に居住していたとしても、また、貧しかったとしても、申立てをすることができるようになっています。そのため、裁判所の手続に関しては費用はかかりません。

22 個人申立てと国家間申立ての違いは何ですか？

欧州人権裁判所に対する申立てのほとんどは、私人からの個人申立てです。国家は、他の加盟国に対する申立てをすることができます。これを国家間申立てと呼んでいます。

23 裁判所での審理では弁護士に代理してもらうことが必要ですか？

手続の最初の段階では必ず必要というわけではなく、誰でも直接に裁判所に対して申立てができます。もっとも、裁判所が、相手国に対して、その意見を求める通知を行うと、そのあとは、弁護士による支援

が必要になります。その場合、必要に応じて、法律扶助を受けることもできます。

24 誰が裁判所に対して法的陳述を行うことができるのですか？

裁判所に対して書面または口頭で意見を述べることでできる法律家のリストはありません。欧州人権条約加盟国のいずれかの国において法曹資格を有する者、あるいは、小法廷の裁判長によって認められた者であれば誰でも、申立人を代理することができます。

25 裁判所の手続にはどのような段階があるのですか？

裁判所が事件を審理するにあたっては、受理可能性判断と実体審理という2つの段階があります。また、申立てがたどるプロセスにも異なった流れがあります。

単独裁判官は、受理可能性を満たさないことが最初から明らかな申立てについて、受理可能性がないとの宣言をすることができます。この宣言に対して不服を申し立てることはできません。

委員会は、裁判所の確立された判例があてはまる事案について、最終的な決定または判決をすることができます。

小法廷は、相手国に対して、事件に対する意見を求めて通知を行います。書面による意見が両当事者から提出されることとなります。裁判所は、必要な場合には、口頭弁論を開くという決定をすることとなりますが、口頭弁論が開かれるのは、申立ての全件数に照らしてみると例外的な場合といえます。最終的に、小法廷は、判決を下すこととなります。この判決は、申立人ま

たは相手国が、3ヶ月の期間内に事件を大法廷での再審理に付託するように請求しなかった場合に確定します。

付託請求が大法廷の審査部会によって認められた場合には、事件が改めて審理されることとなり、必要な場合には口頭弁論が開かれます。大法廷の判決は最終のものとなります。

26 受理可能性判断基準とは何ですか？

申立てが裁判所によって受理可能性を満たしていると宣言されるためには、いくつかの要件を満たしていなければなりません。これを満たしていない事案は、裁判所によって審理してもらうことができません。

まず、国内における救済手段がすべて尽くされていない限りなりません。すなわち、権利が侵害されたという個人の主張は、まずその国の裁判所に持ち込まれ、最上級審の審理までを経ている限りなりません。こうすることによって、まずはその国自身に、主張されている侵害に対する救済措置を講じる機会が与えられることとなります。

また、申立人の主張は、欧州人権条約に規定された1つ以上の権利に関するものでなければなりません。裁判所は、それ以外の権利に関する主張について審理することはできません。

さらに、申立ては、国内裁判所における最終判断（通常は最上位の裁判所の判決）から6ヶ月以内に欧州人権裁判所に提出されなければなりません。

このほか、申立人は、欧州人権条約違反による被害を個人的かつ直接に受けていることとなります。

なければならず、また、相当な不利益を被っていないければなりません。

加えて、もちろん忘れてはいけないこととして、申立ては、欧州人権条約加盟国の1カ国以上に対するものでなければならず、それ以外の国や個人に対する申立ては認められません。

27 NGOや国も手続に参加することはできますか？

はい、NGOも国も自ら申立てを行うことができます。また、欧州人権裁判所の長官から許可された場合には、ある国に対する手続にNGOや他の国が参加することもできます。

28 第三者参加とは何ですか？

欧州人権裁判所の長官が許可した場合には、申立人以外の個人や、相手国以外の欧州人権条約加盟国も、審理に参加することができます。これを第三者参加といいます。参加が認められた個人や国は、主張書面を提出し、口頭弁論に出席することができます。

29 裁判所は、鑑定人を選任したり、証人を尋問したりできますか？

はい。裁判所は、例外的な場合に、調査を行うことを決定し、事案の真相を明らかにするためにその国を訪問することができます。こうして派遣された裁判所からの調査

団は、証人を尋問し、現地での調査を行うことができます。

また、裁判所は、たとえば収監されている申立人の健康状態を医師に調べさせる場合など、ごくまれにですが、鑑定人を選任することもあります。

30 口頭弁論はどのような場合に開かれますか？

裁判所は、基本的に書面で審理を行いますが、場合によって口頭弁論を開くこともあります。口頭弁論はストラスブールにある人権ビルディングで開かれます。口頭弁論は、小法廷または大法廷の裁判長が非公開にすると決定した場合を除き、公開されます。通常、報道関係者や一般聴衆が傍聴を許可されます(受付においてプレス証やIDの提示が必要になります。)

すべての口頭弁論は録画され、その日の午後2時半ころ(現地時間)にはウェブ上で閲覧が可能になります。

31 前提的異議とは何ですか？

前提的異議とは、相手方である国が、その事件については実体審理を行うべきではないという主張をすることをいいます。

32 友好的解決とは何ですか？

友好的解決とは、申立てによって開始された手続を当事者間の合意によって終わらせることをいいます。この方法によって事件を解決すると当事者が合意するのは、通常は、相手国が申立人に金銭を支払うことを約束したような場合です。裁判所は、友好的解決の条項を確認し、人権保障の観点から審理の継続が必要であるという場合でなければ、その申立てを事件リストから削除します。

裁判所は、当事者に対し、常に、友好的解決を目指して交渉するよう働きかけます。そして、それでも合意が得られない場合に、実体審理を開始するようにしています。

33 暫定措置とは何ですか？

申立てを受け付けた裁判所は、相手国に対し、事件について審理する間、暫定的に一定の措置をとるように指示することができます。強制送還されると生命に対する危害や拷問を受けるおそれがあると主張している個人をその国に戻さないようにさせる場合など、通常は相手国に対してある行為をしないように求めることとなります。

34 評議は公開されていますか？

いいえ、裁判所の評議は常に非公開です。

35 裁判所への協力を拒否した国はありますか？

過去には、相手国が、裁判所に対して申立ての調査に必要な情報や書面の提供を怠ったり、拒否したことがありました。そのような場合、裁判所は、欧州人権条約38条(裁判所に対してすべての必要な便宜を供与する国家の義務)に基づいて、その国に不利な認定をすることができます。

36 通常、裁判所での審理期間はどのくらいですか？

裁判所での審理期間を一般的に示すのは難しいです。

裁判所は、申立てから3年以内に事件を処理することを心がけていますが、それより長くかかる事件もあれば、早く終わる事件もあります。審理期間は、事件自体や、裁判体の構成、当事者が裁判所に情報をどの程度提供するか、口頭弁論が開かれるか否か、大法廷に付託されるかどうかといった要因によって大きく変わります。

なお、身体に危害が及ぶ差し迫った脅威に直面していると申立人が主張している事案など、いくつかの申立てについては、緊急案件に分類して優先的に処理することになっています。

裁判所の決定と判決

37 決定と判決とはどう違うのですか？

決定は、事件の中身ではなく、申立ての受理可能性に関する判断で、単独裁判体、委員会または小法廷が行います。通常、小法廷は、受理可能性と事件の中身の両方を同時に審理し、判決を下します。

38 相手方となっている国は判決に拘束されるのですか？

人権条約違反があると認められた判決には拘束力があり、その国は判決を履行する義務があります。欧州評議会の閣僚委員会が判決の履行、特に申立人が被った損害に対する補償として裁判所が定めた金額の支払いを監督します。

39 判決に対して不服申立てをすることはできますか？

受理可能性を満たさないと宣言する決定及び委員会または大法廷の判決は、最終のものであり、不服を申し立てることはできません。他方、小法廷の判決に対しては、当事者は3カ月以内に事件を大法廷に付託して改めて審理するように請求することができます。大法廷への付託請求については、それを認めるか否かを裁判官で構成される審査部会が判断します。

40 裁判所の判決はどのように執行されるのですか？

裁判所は、人権条約違反を認める判決を出す時、事件の記録を欧州評議会の閣僚委員会に提出します。その後は、閣僚委員会が、相手国及び判決の執行を担当する欧州評議会の部局と一緒に話し合っており、どのように判決を履行するか、そして、どうやって同じような人権条約違反が再び生じないようにするかを決めます。一般的には、法律の改正や、必要とされる個別の措置によって解決されます。

41 人権条約違反があると判決が認めた場合、どうなるのですか？

人権条約違反があると認められた場合、その国は、同じような違反が再び生じないように注意しなければなりません。そうしないと、また同じような判決を裁判所が下すこととなります。場合によっては、欧州人権条約に適合するように法律を改正しなければなりません。

42 正当な満足とはなんですか？

人権条約違反があると裁判所が認め、申立人が損害を被っていると考える場合には、申立人に正当な満足、すなわち損害を補償するための一定額の金銭が与えられることとなります。閣僚委員会は、この金銭が実際に申立人に支払われるかを監視します。

43 パイロット事件とは何ですか？

ここ2、3年の間、裁判所は、「構造的問題」とも言われる同種の問題（たとえば、欧州人権条約に適合しない法律から生じる問題）に関する大量の申立てが殺到することに対処するため、新しい手続を進展させてきました。

すなわち、裁判所は、この種の申立てのうち1件あるいは数件について手続を行い、その他の申立てについては審理を延期します。そして、このパイロット事件について判決を下す際に、裁判所は、相手国に対し、法律を欧州人権条約に適合するように修正することを要請し、また、必要とされる一般的な措置を講じるように指示します。その他の事件については、その後処理をします。

44 個別意見とは何ですか？

裁判官は、自分が裁判体に加わった事件についての意見を起案し、それを判決に添付することができます。通常は、どうしても多数意見に賛成したのか（同調意見）、あるいは逆に、どうしても多数意見に賛成しなかったのか（反対意見）を説明することとなります。

裁判所の活動

45 裁判所にはどれくらいの数の申立てがなされるのですか？

裁判所は、その成功によって被害も受け続けています。毎年、5万件を超える申立てが裁判所に持ち込まれるのです。一部の判決による反響や、欧州人権条約加盟国の国民の間での裁判所の役割についての認識の広まりは、たえず、裁判所に毎年持ち込まれる事件の数に大きな影響を与えてきています。

46 どの権利に関する事件が一番多いですか？

設立以来、欧州人権条約違反があると認められた判決の約半分は、裁判手続の公正または審理期間について規定する条約6条の違反に関するものです。実際には、条約違反があると認められた判決のうち58%は、条約6条（公正な裁判を受ける権利）または条約第1議定書（財産権の保護）に関するものとなっています。また、条約2条（生命に対する権利）あるいは条約3条（拷問等の禁止）の重大な違反があると認められた事案も11%に上ります。

47 暫定措置は本当に効果があるのですか？

通常は国は暫定措置に関わる裁判所の指示に従っていますが、それに従わなかった事案もいくつかあります。そのような場合、その国は、条約34条（個人の申立権）を

実施できていないと裁判所から認定されることとなります。

48 裁判所は、社会問題を扱うこともありますか？

裁判所は、欧州人権条約が署名された1950年には想定されなかった問題について審理するよう求められることがあります。50年以上にわたって、裁判所は、妊娠中絶、安楽死、裸にしての身体搜索、家庭内奴隷、母親の匿名出産によって出生した子がその出自を調査することを妨げられない権利、学校や大学におけるイスラム教義に基づくスカーフの着用、ジャーナリストの取材源の秘匿、ロマ人に対する差別、環境問題といった社会問題について判断してきました。

裁判所の将来

49 第14議定書とは何ですか？

第14議定書は、申立ての選別及び処理の効率化により裁判所の長期的能率を高めることを目的とし、単純な事件を扱う新しい裁判体や、新しい受理可能性判断基準（「相当な不利益」の基準）、裁判官の任期を再任なしの9年に延長することなどを規定しています。同議定書は、2010年6月1日に発効しました。

50 改革のプランはどのようなものですか？

第14議定書とは別に、欧州人権条約システムの改革が必要であるとして、著名な法律家で構成された賢人グループが、2006年11月に、閣僚委員会に対して報告書を提出しました。同グループは、その中で、新たな選別メカニズムの導入、裁判所の組織や機能について欧州人権条約の改正手続によらずに裁判所規則の改正によって柔軟に変更できるようにすることなどを提言しています。欧州評議会の人権運営委員会がこれらの提言について検討を行っています。

2013年7月

欧州人権裁判所

広報部

European Court of Human Rights

Public Relations

Council of Europe

67075 Strasbourg cedex

France

www.echr.coe.int



EUROPEAN COURT OF HUMAN RIGHTS
COUR EUROPÉENNE DES DROITS DE L'HOMME

www.echr.coe.int